

仕 様 書

件名：無停電電源装置内コンデンサ等の撤去作業

1. 件名

無停電電源装置内コンデンサ等の撤去作業

2. 概要

本作業は、日本原子力研究開発機構（以下「機構」という） 核燃料サイクル工学研究所（以下「研究所」という） TRP 廃止措置技術開発部（以下「TRP 部」という） クリプトン回収技術開発施設（以下「Kr 施設」という）に設置している無停電電源装置について、装置内部の低濃度 PCB 含有を否定できないコンデンサ等の撤去作業等を実施するものである。

3. 契約範囲

受注者の行う内容、数量等の詳細については「技術仕様」に記載する。

3.1 契約範囲内

- (1) 低濃度 PCB 含有を否定できないコンデンサの撤去作業（処分含む）・・・1 式
- (2) アルカリ蓄電池の撤去作業（処分含む）・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 式
- (3) 部品交換作業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 式
- (4) 検査・試験・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 式
- (5) 提出図書作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 式

3.2 契約範囲外

3.1 項の契約範囲内に記載なきもの。

4. 支給物件

以下の物品等を現地作業時に無償で支給する。

- (1) 現地作業用電力（機構指定の位置から支給し、支給点から使用場所までの設備費は受注者負担とする）。
- (2) 現地作業用水道水（機構指定の位置から支給し、支給点から使用場所までの設備費は受注者負担とする）。
- (3) その他、相互の協議により決定したもの。

5. 貸与物件

以下の物品を現地作業時に無償で貸与する。

受注者は、貸与期間中適切な管理を行い、受注者の責任による損傷及び滅失を生じた場合は、これらを弁償するものとする。

- (1) 本作業の遂行に必要な機構の規程、研究所規則、部規則・基準類。

6. 一般仕様

6.1 納期

令和 9 年 2 月 26 日

6.2 納入場所

茨城県那珂郡東海村大字村松 4 番地 33
機構 研究所 TRP 部 Kr 施設 電気室 (W020)

6.3 保証

受注者は、本仕様書に基づいて作業したものが本仕様書を完全に満たすものであることを保証するものとする。

なお、保証期間は、検収後 1 年とする。但し、是正後の保証については、別途協議の上、決定する。

6.4 検収条件

全ての作業が完了し、技術仕様に定めた検査・試験の合格及び指定した提出図書の納入をもって検収とする。

6.4.1 検査員及び監督員

(1) 検査員

一般検査 管財担当課

(2) 監督員

TRP 廃止措置技術開発部 施設運転課

6.5 提出図書

(1) 確認の必要な事項

受注者は、次に示す事項について、図書（図面・データ含む）にて事前に機構の確認を得ること。

- 1) 本仕様書で確認「有」と指定した事項。
- 2) 本仕様書に明記されていないが重要と思われる事項。
- 3) 本仕様書より逸脱する事項。

(2) 提出図書及び品質記録

別表-1 提出図書一覧参照

(3) 提出図書に関する注意事項

- 1) 別表-1 の確認「有」の図書は機構の確認を要するものである。
- 2) 別表-1 の表紙「有」の図書は表紙を添付し、提出すること。なお、表紙には契約件名、提出日、受注者名等を記述すること。

(4) 提出様式

- 1) 用紙は原則として A4 版、図面は A 系列とする。
- 2) 提出図書は、多年の使用に耐える用紙、印刷方法、及び装丁であること。
- 3) 様式、内容、その他不明確な点はその都度、機構の指示に従うものとする。

6.6 適用法令、規格、技術基準等

本件に適用される適用法令、規格、技術基準は以下の通りとし、最新版を適用すること。この他に、工作基準等、メーカーの社内基準を用いる場合は適用範囲を明示の上、

機構に提出し確認を得るものとする。

- (1) 労働安全衛生法。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という）。
- (3) 機構規程、研究所規則、再処理施設保安規定及び諸基準等。
- (4) 施設建設技術標準（CTS-5-E-14：各種分電盤試験・検査標準）。
- (5) 日本電機工業会規格（JEM）。
- (6) 電気規格調査会標準規格（JEC）。
- (7) 省令等に定める各技術基準等に関連する事項は、国内関連法規を優先する。

6.7 機密保持

受注者は、本件を実施するために機構より提出された資料等すべての情報を機密扱いとし、その保持に努めるとともに、複写や本件以外の目的にこれらを使用することを禁止する。

6.8 安全管理

(1) 作業の安全管理

1) 一般安全

- ① 受注者は、機構が定めた「共通安全作業基準 IV. 請負作業の安全確保に係る基準（令和元年12月1日改定）」に従い、作業の安全管理を行うこと。
- ② 本作業を行うにあたって、受注者は火災、盗難、人的災害等、安全衛生及び災害防止に関して万全を期すること。
- ③ 労働安全衛生法に関する規則、規準等を遵守するため、受注者は設備、装備、管理方法等をよく検討し、十分な作業計画を立てること。
- ④ 法で定める規則、規準を満足することはもとより、受注者はさらに進んで設備、装備管理の各方面にわたり労力、経費を惜しまず、災害防止に努力すること。
- ⑤ 受注者は、本作業を行うにあたり「安全衛生チェックリスト」及び「リスクアセスメントワークシート」を提出すること。

(2) 安全上の責任

本作業に伴う一般安全上の責任は、全て受注者が負うものとする。

(3) 責任者の選任

- 1) 受注者は、本作業に係わる総括責任者及びその代理人（以下「現場責任者」という）を選任し、その氏名を「作業等安全組織・責任者届」に記入の上、機構に申し出ること。
- 2) 現場責任者、分任責任者等については、機構が定める「作業責任者認定制度」に基づき、認定された者（作業期間中において有効期間内であること）から選任すること。
- 3) 受注者は、本作業期間中は必ず現場責任者を常駐させること。
- 4) 受注者は、作業者を「作業者名簿」に記入の上、機構に提出すること。

(4) 安全衛生設備及び装備

- 1) 通路、設備、標識、保護具等の安全設備の質、数量、配置は、法で定める規則・規準等を十分満足するものであること。
- 2) 作業開始前に必ず安全設備、装備及び工具類の点検を十分行うこと。

(5) 安全衛生管理

- 1) 現場責任者は、本作業期間中に機構と綿密な連絡を行うとともに、作業者に対し作業内容、作業手順及び役割分担を十分に確認、把握させること。
- 2) 受注者及び現場責任者は、機構が安全確保のために行う指示に従うこと。

6.9 緊急時の対応及び異常時の措置

- (1) 受注者は、非常事態が発生した場合、「共通安全作業基準 IV. 請負作業の安全確保に係る基準（令和元年12月1日改定）」に従い処置すること。
- (2) 受注者は、以下を原則として対処すること。
 - 1) 天災、火災、事故等の非常事態が発生した場合、現場責任者は作業者に作業を中断させる等の指示を与え、人命尊重を第一とし、次に二次災害の防止を図ること。
 - 2) 非常事態が発生（発見）又はその恐れが生じた場合は、応急処置をとるとともに、作業担当課に迅速に通報すること。
 - 3) 火災が発生した時、又は救急車を要請するときは、ひたちなか・東海広域事務組合消防本部 119、研究所連絡責任者（研究所非常用電話：内線 9999、外線 029-282-1133-9999）及び作業担当課に連絡すること。
 - 4) 人身事故の場合、その連絡先及び措置結果を作業担当課に連絡すること。また、受注者はその応急措置について事後速やかに図書をもって作業担当課に報告すること。

6.10 協議

- (1) 本仕様書に記載されている事項及び記載なき事項について疑義が生じた場合には、機構と協議の上、その決定に従うこと。
- (2) 決定事項は、議事録にて記録し、相互に確認及び保管管理すること。
- (3) 別途協議し、決定した事項は提出図書に反映すること。

6.11 受注者の責任と義務

(1) 受注者の責任

- 1) 受注者は、本契約において機構が要求するすべての事項の責任を負い、本仕様書の要求に合致した完全なものを、納期までに機構に引き渡すものとする。
- 2) 受注者は、本仕様書を検討し、誤り欠陥等を発見したならば、直ちに機構に申し出る責任を有するものとする。
- 3) 機構が撤去等作業について受注者に要求又は提案した事項に受注者が同意した場合は、それによって生ずる一切の責任は受注者が負うものとする。
- 4) 受注者が中小受託事業者を使用する場合は、事前に機構の確認を受けること。

受注者が使用する中小受託事業者（材料等の購入先、役務の提供先を含む）が負うべき責任といえども、その責任はすべて受注者が負うものとする。

5) 受注者は、国内法令及び機構規程等に従うこと。これに従わないことにより生じた作業者の損害の責任はすべて受注者が負うものとする。

6) 受注者が機構に確認を申請した事項について、機構の確認後といえども受注者が負うべき責任は免れないものとする。

(2) 受注者の義務

1) 受注者は、機構が監査のために受注者並びにその中小受託事業者等の工場に立入ることを要請した場合は、これに応じる義務を有する。

2) 本作業における資材搬入時又は現地作業において機構の設備等に損傷を与えた場合、受注者は無償にて速やかに補修、もしくは交換を行うものとする。

3) 受注者は、労働災害防止等に関する法律に規定する元方事業主になり、労働災害の防止に努めること。

4) 受注者は、作業者の安全を維持するために労働安全衛生法及び機構規程等並びに安全の確保のために行う機構担当者の指示に従わなければならない。

5) 受注者は、本件に係る作業者に対して以下の教育を実施しなければならない。

教育名	実施者	機構による内容確認	備考
「作業責任者認定制度」に基づく認定教育 (現場責任者、現場分任責任者、安全専任管理者、放射線管理者)	機構	なし	忘れずに認定手続きを行う。
その他機構が指定する教育	受注者 又は 機構	受注者で実施した教育について受注者は、教育記録(科目、時間)を機構担当課に提出し、その教育について定めた規定、基準類を満たしていることの確認を受ける	

6) 購買品の維持(設備の維持)または運用(運転)に必要な技術情報があつた場合は提供すること。

① 機構が受注者から引渡しを受けた後に、受注者が新たに発見又は取得した、製品に関する運用上の注意事項や知見。

② 取扱説明書等でない操作により不適合が発生した場合又は発生のある可能性のある場合の未然防止処置のために必要な知見・情報。

③ 設備の改造や運営方法を見直す際に必要となる、機構が知り得ていない設備に関する知見・情報。

④ 機構にて必要な技術検討・調査を行うに当たり、機構だけで評価・検討が困難である場合に必要となる知識・情報。

7) 調達品受領時における調達要求事項への適合状況を記録した図書を提出すること。

6.12 品質保証

- (1) 受注者は、本件に係る品質管理プロセスを含めて記述した品質保証計画書を提出し、確認を得る。
- (2) 受注者は、引合時、契約期間中、組織変更があった時、品質保証計画書を変更した時及び不適合が発生した際に機構からの要求があった場合には、立入調査及び監査に応じるものとする。

6.13 不適合の報告及び処理

受注者は、撤去等作業の過程において発生した不適合について、その内容及び処置案等を速やかに報告書にて報告すること。この処置案については、機構の確認を受け、処置後にその結果を報告すること。

また、発生した不適合の種類、原因及び影響の度合いによっては、上記の処置案に再発防止策を含めること。

6.14 安全文化を醸成するための活動

受注者は、安全確保を最優先とした原子力安全の達成、維持、向上に向けた安全文化を醸成するための活動に協力し、法令等の遵守、ヒューマンエラーの発生防止などの安全活動に努め、製品品質を確実に確保すること。

6.15 中小受託事業者の管理

- (1) 受注者は、撤去等作業に使用する主要な中小受託事業者のリスト「委任先又は中小受託事業者等の届出」を機構に提出すること。
- (2) 中小受託事業者の選定にあたっては、技術的能力、品質管理能力について、本件を実施するために十分かどうかという観点で、評価・選定しなければならない。
- (3) 受注者は、機構の認めた中小受託事業者を変更する場合には、機構の確認を得るものとする。
- (4) 受注者は、すべての中小受託事業者に契約要求事項、設計図書を十分周知徹底させること。又、中小受託事業者の作業内容を完全に把握し、品質管理、工程管理はもちろんのこと、万一、不適合が生じた場合は、6.13 項「不適合の報告及び処理」に従うものとする。

6.16 グリーン購入法の推進

- (1) 作業において、グリーン購入法に適用される物品の調達を行う場合は同法の適合品を採用すること。
- (2) 仕様書に定める提出図書に用いる用紙は、グリーン購入法に該当するため、その基準を満たしたものであること。

6.17 撤去品、産業廃棄物の処分

現地の作業において発生する交換した旧部品等及び交換する新部品の梱包材については受注者が持帰り処分すること。また、現地の作業において発生する撤去品、廃

棄物等の処分に関しては、廃棄物処理法及び「一般廃棄物・産業廃棄物及びリサイクル取扱要領書」に従うこと。なお、産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物（PCB 等）は、廃棄物処理法に基づくマニフェスト制度に基づき、産業廃棄物処理業者に委託して処分すること。その際のマニフェスト伝票は記録として保管し必要に応じて機構に提出すること。

6. 18 電子データの流出防止

受注者は、電子データの流出防止に努めるとともに、本件に係わる提出図書等の図書作成等に使用するパソコンに、ウィニー等のデータ流出の恐れがあるソフトのインストールを禁止する。

6. 19 一般産業用工業品の管理

受注者は、本件で使用する一般産業用工業品について、本仕様書での要求事項（設置環境等）に適合していることを確認するための技術情報を提供すること。

7. 技術仕様

7.1 一般事項

- (1) 本仕様書に規定されているすべての作業は、受注者の責任において行うものとする。
- (2) 本件に適用される法令、規格、技術基準は 6.6 項「適用法令、規格、技術基準等」の通りであり、最新版を適用すること。
- (3) 受注者は、必要に応じて作業を中小受託事業者に委託させることができるが、いかなる場合といえども受注者の責任において行うものとする。
- (4) 受注者は、十分な作業要員を員数・質共に完全に確保しなければならない。
- (5) 作業者は、本件に係わる作業を遺漏なく行うために必要な知識、技能、経験を有した者でなければならない。
- (6) 方法及び設備
 - 1) 作業の項目は、7.3 項「作業内容」によるものとする。これらに明示ないものについては、協議の上決定するが、この場合は必ず機構に申し出てその確認を得るものとする。
 - 2) 作業の方法については、本仕様書に記載されているものについてすべて「作業要領書」を作成し、遅滞なく提出しなければならない。
- (7) 記録及び報告

受注者は、作業の記録を整理し、「作業報告書」を作成し、遅滞なく提出しなければならない。
- (8) 作業に用いる装置、測定器類は、当該作業に必要な精度をもち、校正後 1 年以内のものを必要な数量用意しなければならない。また、本校正は、国際計量標準又は国家計量標準にトレーサブルされていること。なお、校正成績書（使用した測定器類の成績書、校正証明書、トレーサビリティ体系図）を必要数提出すること。
- (9) 点検時の判定基準は、7.4 項に記載したメーカ基準等とする。
- (10) 不適合品の是正処置等
 - 1) 作業において不合格と判定した場合は、受注者の提案により、それが品質保証上問題ないと認められる場合は、条件付きで合格とすることがある。
 - 2) 不合格となった場合は、受注者は製品又は据付品を隔離、識別するとともに、品質を低下させないよう処置すること。その処置方法については、機構の確認を得るものとする。
 - 3) 不適合による納期の遅滞は、原則として認められない。また、再製作等になった場合の費用の増加はすべて受注者の負担とする。

7.2 技術事項

(1) 対象機器

1) 無停電電源装置 (BR-1)

① 整流器 (製造メーカー：日本電池㈱)

- ・形 名：SGF_I-140-55CA
- ・製造番号：B78631
- ・製造年月：1981 年 4 月
- ・整流方式：単相全波
- ・冷却方式：自冷式
- ・交流入力：AC400V、50Hz、1φ
- ・入力容量：13kVA 以下
- ・直流出力：DC119.7V (浮動)、129.4V (均等)

② インバータ (製造メーカー：日本電池㈱)

- ・形 名：IRG_I-106/100-3CSF
- ・製造番号：82238
- ・製造年月：1981 年 4 月
- ・変換方式：並列帰還方式
- ・冷却方式：自冷式
- ・直流入力：DC106V
- ・交流入力：AC100V、50Hz、単相 2 線式
- ・交流出力：AC103V、50Hz、単相 2 線式
- ・出力容量：3kVA

③ 蓄電池 (製造メーカー：㈱ジーエス・ユアサパワーサプライ)

- ・形 名：AHH30S-88 (JIS)、QFG30 (メーカー)
- ・製造番号：204498138
- ・製造年月：2008 年 2 月
- ・容 量：30Ah/1Hr
- ・電解液量：0.81ℓ
- ・設置数：88 個

7.3 作業内容※作業概要については添付-1 を参照

本作業は、無停電電源装置 (BR-1) を停止後、無電圧状態において実施する。

但し、無停電電源装置 (BR-1) の停止期間は必要最低限の期間 (時間) とする。

なお、負荷の停止操作及び上位盤の負荷ブレーカの操作は機構が実施する。

(1) 低濃度 PCB 含有を否定できないコンデンサの撤去作業 (処分含む)

1) 低濃度 PCB 含有を否定できないコンデンサを全て取外す。

2) 取外した低濃度 PCB 含有を否定できないコンデンサを廃棄物処理法に基づき適正に廃棄処分する。なお、処分に伴う産業廃棄物管理票を提出すること。(廃棄物管理票については、期間を要することから検収条件には含まない。)

(2) アルカリ蓄電池の撤去作業（処分含む）

- 1) アルカリ蓄電池（88 個）を取外す。
- 2) アルカリ蓄電池（88 個）を廃棄物処理法に基づき適正に廃棄処分する。なお、処分に伴う産業廃棄物管理票を提出すること。（廃棄物管理票については、期間を要することから検収条件には含まない。）

(3) 部品交換作業

- 1) 既設直送入力ブレーカ【B1】及び既設交流出力 1 ブレーカ【B2】、交流出力 2 ブレーカ【B3】の 1 次側及び 2 次側に接続されているケーブルを離線する。なお、既設交流出力 1 ブレーカ【B2】の 2 次側に接続されているケーブルを離線後は、端末を絶縁養生し、盤内で保管とすること。
- 2) 既設直送入力ブレーカ【B1】及び既設交流出力 1 ブレーカ【B2】、交流出力 2 ブレーカ【B3】を取外す。
- 3) プロセス用動力分電盤（KP）AE 系から充電器の 1 次側に接続されているケーブルを離線後は、端末を絶縁養生し、盤内で保管とすること。
- 4) 下記の①～③項のブレーカを取付ける。（新設するブレーカ仕様：NF63-CV、50AF/50AT×3 個）
 - ① 交流入力ブレーカ【B1】。
 - ② 負荷 1 ブレーカ【B3】。
 - ③ 負荷 2 ブレーカ【B2】。
- 5) 交流入力ブレーカ【B1】の 2 次側から負荷 1 ブレーカ【B3】、負荷 2 ブレーカ【B2】の 1 次側に新たにケーブルを敷設する。（新設するケーブル仕様：8sq、2 芯、20m）
- 6) 交流入力ブレーカ【B1】の 1 次側に既設ケーブルを接続する。
- 7) 負荷 1 ブレーカ【B3】の 2 次側に既設ケーブルを接続する。

(4) 現場作業における注意事項

本作業における既設設備の操作（負荷の停止操作、負荷ブレーカの操作等）は、全て機構が行うので、既設設備の操作の必要が生じた場合は、その都度機構に連絡すること。

(5) 現地据付、調整、取合い

本作業に伴う現地据付、調整、取合いについては、別表-1 のとおり作業要領書を提出し、機構の確認を得ること。

(6) その他

その他、不明な点がある場合は、機構に申し入れ協議確認を行うこと。

7.4 検査・試験

(1) 一般的要求事項

- 1) 本仕様書に規定された検査・試験は、受注者の責任において行うものとする。
- 2) 受注者は、必要に応じて検査・試験を中小受託事業者に委託させることが出来るが、いかなる場合といえども受注者の責任において行うものとする。
- 3) 検査・試験の項目及び方法については、本仕様書又はメーカー基準等によるものとし、これらに明示なきものについては、他の適切な基準によるが、この場合は

必ず機構に申し出て確認を得るものとする。

- 4) 検査・試験に用いる装置、計器類は、当該の検査・試験に必要な精度を持ち、校正後1年以内のものを必要な数量用意しなければならない。本校正は、国際計量標準又は国家計量標準にトレーサブルされていること及び校正成績書（使用した測定器、基準器の成績書、校正証明書、トレーサビリティ体系図）を必要数提出すること。

(2) 技術的要求事項

1) 検査・試験の計画

受注者は、次の事項を考慮した検査・試験要領書等を作成し、機構の確認を得ること。なお、機構はあらゆる検査・試験に立会う権利を有する。

① 検査・試験のタイミング

検査・試験は全て現地検査とし、点検時に実施する。

2) 対象品目

① 無停電電源装置（BR-1）。

3) 実施項目

① 現地検査・試験

検査・試験は全て、機構立会いの下で実施する。

No.	検査区分	
	検査項目	現地検査
1	受入検査	◎
2	外観検査	◎
3	絶縁抵抗測定	◎

◎：全数立会検査

4) 検査・試験方法及び判定基準

① 現地検査・試験

検査・試験項目	検査・試験方法及び判定基準
受入検査	【検査・試験方法】 交換する部品の仕様、員数に相違がないこと及び外観に使用上有害な傷等がないことを目視にて確認する。 【判定基準】 交換する部品の仕様、員数に相違がないこと及び外観に使用上有害な傷等がないこと。
据付検査	【検査・試験方法】 所定の位置以外に交換した部品が取付けられていないこと及び外観に使用上有害な傷等がないことを目視にて確認する。 【判定基準】 所定の位置以外に取付けられていないこと及び外観に使用上有害な傷等がないこと。

	ないこと。
絶縁抵抗測定	【検査・試験方法】 ・交流入力ブレーカの 2 次側から負荷 1/2 ブレーカの 1 次側までと接地された金属部間について、絶縁抵抗を測定する。 【判定基準】 ・5MΩ 以上であること。

5) 検査・試験実施場所

検査・試験は、Kr 施設 電気室 (W020) にて実施する。

(3) 検査員に必要な知識、技能、備えるべき資格等

受注者は検査・試験を、必要な知識、技能、経験を有する検査員に行わせなければならない。

(4) 適用又は準用する法令、規格、基準

1) 施設建設技術標準 (CTS-5-E-14: 各種分電盤試験・検査標準)。

(5) 記録項目

検査・試験記録には以下の項目を記載すること。なお、その他の項目については、機構と協議の上、決定する。

- 1) 検査年月日
- 2) 検査実施者 (受注者) 及び検査立会者 (機構)
- 3) 検査項目
- 4) 判定基準
- 5) 検査結果
- 6) 判定

(6) 検査・試験記録

受注者は、機構が確認した検査・試験要領書等に従い、検査・試験の結果を記録し、「検査・試験報告書」として提出すること。

7.5 梱包・輸送

受注者は、製品の梱包・輸送については、製品に損傷又は振動、傾斜、急激な温度変化を与えない方法を実施すること。また、梱包・輸送時に製品に損傷及び不具合を与えた場合は、手直し又は修理を無償で行うものとする。

— 以上 —

別表-1 提出図書一覧

図書名	様式	提出部数	提出期限	確認	表紙	備考
品質保証計画書	受注者	2 部	原則作業開始 1 ヶ月前	有	有	
作業等安全組織・責任者届	機 構	1 部	原則作業開始 1 ヶ月前	無	無	
作業等安全組織図	機 構	1 部	原則作業開始 1 ヶ月前	無	無	
作業工程表	受注者	2 部	原則作業開始 1 ヶ月前	有	有	
作業者名簿	機 構	2 部	原則作業開始 1 ヶ月前	有	有	当該作業に係る資格等の写しを添付すること。
検査・試験要領書	受注者	2 部	原則作業開始 1 ヶ月前	有	有	
作業要領書	受注者	2 部	原則作業開始 1 ヶ月前	有	有	※1
作業計画書	機 構	1 部	原則作業開始 1 ヶ月前	無	無	※2
安全衛生チェックリスト	機 構	1 部	原則作業開始 1 ヶ月前	無	無	
リスクアセスメントワークシート	機 構	1 部	原則作業開始 1 ヶ月前	無	無	
委任先又は中小受託事業者等の届出	機 構	1 部	原則作業開始 1 ヶ月前	無	無	中小受託事業者を使用する場合に提出。
核燃料物質使用施設立入制限区域 臨時立入事前許可申請書	機 構	1 部	作業開始 14 日前	無	無	
再処理施設 一時立入申請書<3 か月以内>	機 構	1 部	作業開始 14 日前	無	無	公的身分証明書の写しを添付すること。
再処理施設 車両一時立入申請書	機 構	1 部	作業開始 14 日前	無	無	運転免許証及び車検証の写しを添付すること。
再処理施設 周辺防護区域及び立入制限区域物品持込・持出申請書	機 構	1 部	作業開始 14 日前	無	無	持込規制物品・持込制限物品の持込みがある場合。公的身分証明書の写しを添付すること。
KY-TBM 実施記録	機 構	1 部	当日の作業開始前	無	無	
作業日報	機 構	1 部	当日の作業終了後	無	無	
検査・試験報告書	受注者	1 部	検査終了後速やかに	無	有	※3
作業報告書	受注者	1 部	作業終了後速やかに	無	有	
技術情報	受注者	2 部	その都度速やかに	有	有	購買品の維持（設備の維持）または運用（運転）に必要な技術情報がある場合。
その他機構が要求する図書	別途指示による。					

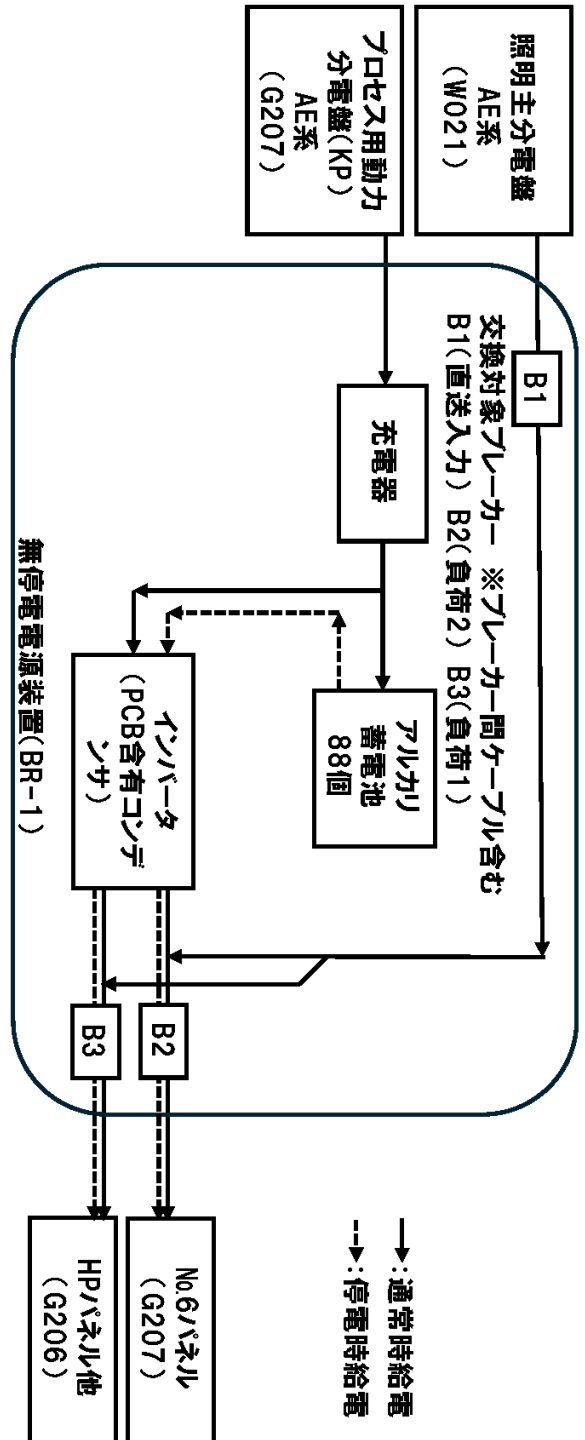
注 1) 提出部数には確認返却用（1 部）を含む。また、受注者様式の図書名は、上記別表-1 の図書名以外でも良い。

※1：作業要領書は、「作業期間、作業場所、作業実施体制、使用機器・物品、保安上の措置、異常時の措置、作業手順等」を含むものとする。

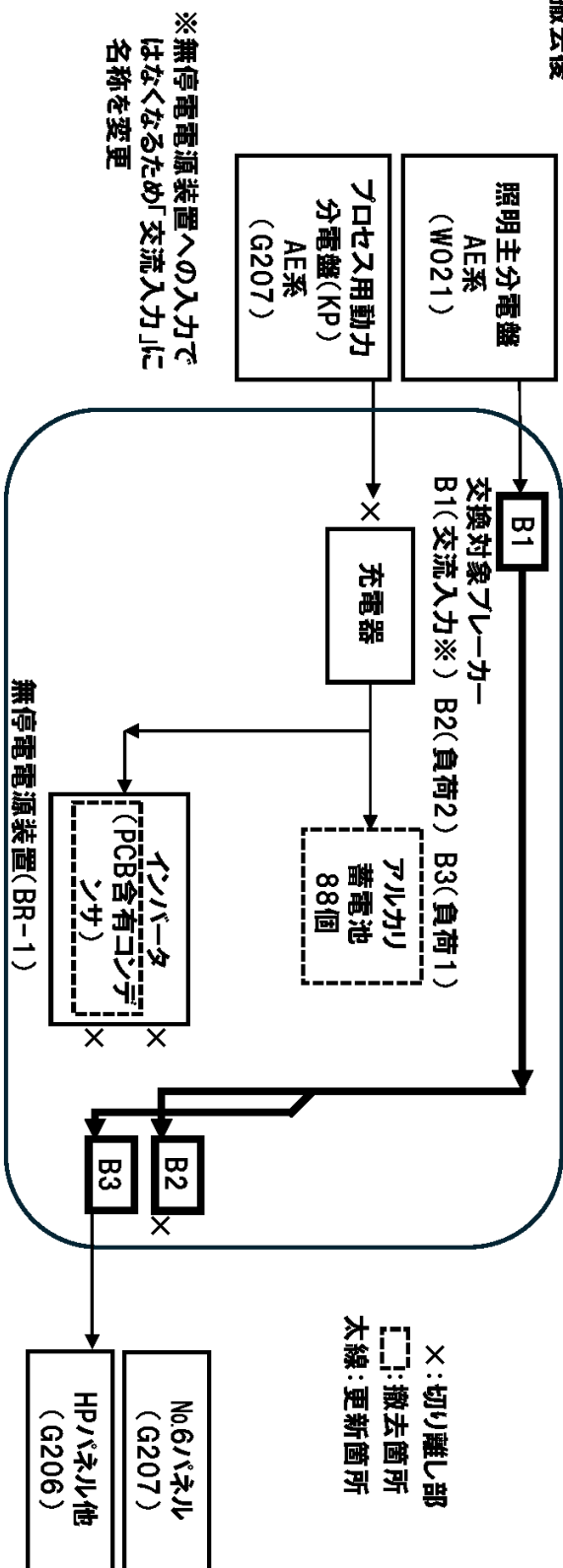
※2：作業計画書には、「作業要領書、作業等安全組織図、作業者名簿、安全衛生チェックリスト、リスクアセスメントワークシート」を添付すること。

※3：「検査・試験報告書」には検査・試験記録の他、本検査・試験に使用した測定器の校正記録、校正証明書、トレーサビリティ体系図を添付すること。

撤去前



撤去後



※無停電電源装置への入力ではなくなるため「交流入力」に名称を変更

無停電電源装置内コンデンサ等の撤去作業概要図